

【債権譲渡登記・質権設定登記】申請データの入力方法（窓口申請・送付申請・事前提供方式用）

- ※ 赤字の部分等について、「入力の仕方」欄の記載に従って入力してください。
- ※ 「必須」欄のうち、「○」は必ず入力する項目、「△」は入力事項によっては必ず入力する項目、「×」は入力してはならない項目、空白は任意入力の項目です。
- ※ 青字の「<」部分は修正しないでください。
- ※ 更に詳しい入力条件等については、「申請データ仕様」により確認してください。

1 登記共通事項ファイル（COMMON.xml）

タグ及び入力データ	必須	種類	入力の仕方
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>	-		
<登記共通事項>	-		
<登記種別コード>01</登記種別コード>	○	半角	「表2 登記種別コード一覧」のうち該当するコード番号を半角で入力してください。
<登記原因年月日>	-		
<元号コード>03</元号コード>	○	半角	「表3 元号コード一覧」のうち該当するコード番号を半角で入力してください。
<年>03</年>	○	半角	半角数字2桁で入力してください。「1年」、「2月」、「3日」など一桁の場合は、それぞれ「01」、「02」、「03」と入力してください。
<月>09</月>	○		
<日>01</日>	○		
</登記原因年月日>	-		
<登記原因コード>03</登記原因コード>	○	半角	「表4 登記原因コード一覧」のうち該当するコード番号を半角で入力してください。
<登記原因>債権譲渡担保契約</登記原因>	△	全角	登記原因コードが「99」の場合は、その登記原因の名称を必ず入力してください。それ以外の登記原因コードを選択した場合にはこの欄に入力する必要はありませんが、任意事項として契約の名称(例:債権譲渡担保契約)を任意に入力することができます(64字まで入力可)。
<存続期間の満了年月日>	-		
<元号コード>03</元号コード>	○	半角	「表3 元号コード一覧」のうち該当するコード番号を半角で入力してください。
<年>04</年>	○	半角	半角数字2桁で入力してください。「1年」、「2月」、「3日」など一桁の場合は、それぞれ「01」、「02」、「03」と入力してください。
<月>09</月>	○		
<日>01</日>	○		
</存続期間の満了年月日>	-		
<備考></備考>		全角	他の項目で記録すべき事項以外の事項であって、債権譲渡を特定するために有益な事項を入力することができます(127字まで入力可)。なお、譲渡の対象である債権を特定するために有益な事項は、「債権個別事項」の「備考」欄に入力してください。
<予備></予備>	×		何も入力しません。
</登記共通事項>	-		

2 譲渡人ファイル（JT.xml）

タグ及び入力データ	必須	種類	入力の仕方
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>	-		
<譲渡人情報>	-		
<譲渡人の数>2</譲渡人の数>	○	半角	譲渡人ファイルに記録されている譲渡人の数を半角数字で入力してください。
<譲渡人>	-		
<識別コード>0101</識別コード>	○	半角	「表1 識別コード表」のうち該当するコード番号を半角で入力してください。
<商号等>甲乙商事株式会社</商号等>	○	全角	譲渡人の商号又は名称を登記事項証明書のとおり入力してください。商号又は名称にローマ字を使用している場合に限り、先頭及び最後尾を除き、「全角スペース」を入力することができます。それ以外の場合、「甲乙商事 株式会社」のような「全角スペース」を用いた入力を行うことはできません。
<フリガナ>コウオツショウジカブシキガイシャ</フリガナ>	○	全角	譲渡人の商号又は名称のフリガナをカタカナで入力してください。(フリガナには中点などの記号やスペースは入力することができません。)
<取扱店>横浜支店</取扱店>	○	全角	取扱店がある場合に入力することができます。
<本店等所在>東京都中央区銀座一丁目1番1号</本店等所在>	○	全角	譲渡人の本店等の所在地を登記事項証明書のとおり全角で入力してください。
<外国会社の本店等の所在></外国会社の本店等の所在>	△	全角	外国会社の場合には必ず入力してください。
<会社法人等番号>010001000000</会社法人等番号>		半角	登記されている法人の場合(「識別コード」が「0101」、「0102」又は「0153」である場合)には、入力することができます。法人の登記事項証明書の右上に表示されている12桁の数字を入力してください。「-」(ハイフン)は入力しないでください。
<予備></予備>	×		何も入力しません。
</譲渡人>	-		
<譲渡人>	-		
<識別コード>0102</識別コード>	○		譲渡人が複数いる場合には、各譲渡人について「譲渡人」から「譲渡人」までの項目を繰り返して入力します。
<商号等>アメリカンコーポレーション</商号等>	○	全角	
<フリガナ>アメリカンコーポレーション</フリガナ>	○	全角	
<取扱店>銀座支店</取扱店>	○	全角	
<本店等所在>東京都中央区銀座二丁目2番2号</本店等所在>	○	全角	
<外国会社の本店等の所在>アメリカ合衆国・・・</外国会社の本店等の所在>	△	全角	
<会社法人等番号>010003111111</会社法人等番号>		半角	
<予備></予備>	×		
</譲渡人>	-		
</譲渡人情報>	-		

3 譲受人ファイル（JJ.xml）

タグ及び入力データ	必須	種類	入力の仕方
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>	-		
<譲受人情報>	-		
<譲受人の数>2</譲受人の数>	○	半角	譲受人ファイルに記録されている譲受人の数を半角数字で入力してください。
<譲受人>	-		
<識別コード>0101</識別コード>	○	半角	「表1 識別コード表」のうち該当するコード番号を半角で入力してください。
<商号等>株式会社エー・ピー・シーファイナンス</商号等>	○	全角	譲受人の商号・名称(個人の場合は氏名)を登記事項証明書(個人の場合は住民票の写し)のとおり入力してください。氏名、商号又は名称にローマ字を使用している場合に限り、先頭及び最後尾を除き、「全角スペース」を入力することができます。それ以外の場合、「株式会社 エー・ピー・シー ファイナンス」のような「全角スペース」を用いた入力を行うことはできません。
<フリガナ>カブシキガイシャエーピーシーファイナンス</フリガナ>	○	全角	譲受人の氏名、商号又は名称のフリガナをカタカナで入力してください。(フリガナには中点などの記号やスペースは入力することができません。)
<取扱店></取扱店>		全角	取扱店がある場合に入力することができます。
<本店等所在>東京都中央区銀座三丁目3番3号</本店等所在>	○	全角	譲受人の本店等の所在地を登記事項証明書(個人の場合は住民票の写し。ただし、県郡名も含む)のとおり入力してください。
<外国会社の本店等の所在></外国会社の本店等の所在>	△	全角	外国会社の場合には必ず入力してください。
<会社法人等番号>010001222222</会社法人等番号>		半角	登記されている法人の場合(「識別コード」が「0101」、「0102」又は「0153」である場合)には、入力することができます。譲受人が法人の場合、登記事項証明書の右上に表示されている12桁の数字を入力してください。「-」(ハイフン)は入力しないでください。
<予備></予備>	×		何も入力しません。
</譲受人>	-		
<譲受人>	-		
<識別コード>0102</識別コード>	○		譲受人が複数いる場合には、各譲受人について「譲受人」から「譲受人」までの項目を繰り返して入力します。
<商号等>フレンチコーポレーション</商号等>	○	全角	
<フリガナ>フレンチコーポレーション</フリガナ>	○	全角	
<取扱店>横浜支店</取扱店>	○	全角	
<本店等所在>横浜市中区山下町1番地</本店等所在>	○	全角	
<外国会社の本店等の所在>フランス国・・・</外国会社の本店等の所在>	△	全角	
<会社法人等番号>020003333333</会社法人等番号>		半角	
<予備></予備>	×		
</譲受人>	-		
</譲受人情報>	-		

4 債権個別事項ファイル (CREDIT.xml)

タグ及び入力データ	必須	種類	入力の仕方
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>	-		
<債権個別事項>	-		
<債権個数>2</債権個数>	○	半角	債権個別事項ファイルに記録されている債権個数を半角数字で入力してください。
<債権総額>1000000</債権総額>	△	半角	債権のすべてが債務者特定の既発生債権の場合には、必ず入力してください。それ以外の場合には、入力できません。譲渡時債権額の合計と一致することを要します。
<被担保債権額></被担保債権額>	△	半角	質権設定登記の場合は、必ず入力してください。債権譲渡登記の場合は、入力できません。
<債権個別>	-		
<債権通番>000001</債権通番>	○	半角	1件の申請ごとに000001番から始まる連続番号を6桁の半角数字で入力してください。
<債権の種類コード>0201</債権の種類コード>	○	半角	「表5 債権の種類コード一覧」のうち該当するコード番号を半角で入力してください。
<契約年月日>	-		
<元号コード>03</元号コード>	○	半角	譲渡の対象である債権の発生原因たる契約の成立年月日(債権譲渡契約の契約年月日ではありません。)を任意項目として入力することができます。
<年>03</年>		半角	半角数字2桁で入力してください。「1年」、「2月」、「3日」など一桁の場合は、それぞれ「01」、「02」、「03」と入力してください。
<月>09</月>			
<日>01</日>			
</契約年月日>	-		
<債権発生年月日 始期>	-		
<元号コード>03</元号コード>	○	半角	「表3 元号コード一覧」のうち該当するコード番号を半角で入力してください。
<年>03</年>	○		
<月>09</月>	○	半角	半角数字2桁で入力してください。「1年」、「2月」、「3日」など一桁の場合は、それぞれ「01」、「02」、「03」と入力してください。
<日>01</日>	○		
</債権発生年月日 始期>	-		
<債権発生年月日 終期>	-		
<元号コード>03</元号コード>	○	半角	「表3 元号コード一覧」のうち該当するコード番号を半角で入力してください。
<年>03</年>	○		
<月>09</月>	○	半角	半角数字2桁で入力してください。「1年」、「2月」、「3日」など一桁の場合は、それぞれ「01」、「02」、「03」と入力してください。
<日>01</日>	○		
</債権発生年月日 終期>	-		
<債権発生原因>〇〇契約に基づく〇〇債権</債権発生原因>	△	全角	「その他の債権」又は債務者不特定の将来債権である場合には、必ず入力してください(注)。それ以外の場合には、任意に入力することができます。全角で入力してください(192字まで入力可)。
<発生時債権額>1000000</発生時債権額>	△	半角	債務者特定の既発生債権である場合には、必ず入力してください。それ以外の場合には、入力できません。
<譲渡時債権額>700000</譲渡時債権額>	△	半角	債務者特定の既発生債権である場合には、必ず入力してください。それ以外の場合には、入力できません。
<弁済期の定め></弁済期の定め>		全角	
<債権の管理番号></債権の管理番号>		半角	
<外貨建債権の表示></外貨建債権の表示>		全角	
<備考></備考>		全角	他の項目で入力すべき事項以外の事項であって、譲渡の対象である債権を特定するために有益な事項を任意に記録することができます。全角で入力してください(407字まで入力可)。
<予備></予備>	x		何も入力しません。
</債権個別>	-		
<債権個別>	-		
<債権通番>000002</債権通番>	○	半角	複数の債権を譲渡する場合には、各債権ごとに「債権個別」から「債権個別」までの項目を繰り返して入力します。
<債権の種類コード>0201</債権の種類コード>	○	半角	
<契約年月日>	-		
<元号コード>03</元号コード>	-	半角	
<年>03</年>		半角	
<月>11</月>			
<日>01</日>			
</契約年月日>	-		
<債権発生年月日 始期>	-		
<元号コード>03</元号コード>	○	半角	
<年>03</年>	○		
<月>11</月>	○	半角	
<日>01</日>	○		
</債権発生年月日 始期>	-		
<債権発生年月日 終期>	-		
<元号コード>03</元号コード>	○	半角	
<年>03</年>	○		
<月>11</月>	○	半角	
<日>01</日>	○		
</債権発生年月日 終期>	-		
<債権発生原因>〇〇契約に基づく〇〇債権</債権発生原因>	△	全角	
<発生時債権額>500000</発生時債権額>	△	半角	
<譲渡時債権額>300000</譲渡時債権額>	△	半角	
<弁済期の定め></弁済期の定め>		全角	
<債権の管理番号></債権の管理番号>		半角	
<外貨建債権の表示></外貨建債権の表示>		全角	
<備考></備考>		全角	
<予備></予備>	x		
</債権個別>	-		
</債権個別事項>	-		

(注) 譲渡の対象債権が「債務者不特定の将来債権」である場合は、当該債権を特定するために、債務者の氏名・商号等の代わりに「債権発生原因」を記録する必要があります。

【譲渡の対象債権を特定するための「債権発生原因」の記録例】

- 「〇〇県内の顧客との〇〇(具体的な商品名)の販売契約に基づく売掛債権」
- 「〇〇県内の顧客との〇〇に関するデータ処理業務委託契約に基づく報酬債権」
- 「東京都内の顧客との建築工事請負契約に基づく報酬債権」
- 「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地所在の〇〇ビルディング〇〇号室の賃貸借契約に基づく賃料債権」
- 「コンプレッサー3台(製造番号〇〇、〇〇…)に係るリース契約に基づくリース債権」
- 「東京都〇〇区内の顧客との有線放送契約に基づく受信料債権及び受信機器レンタル料債権」

5 債務者ファイル (SM.xml) (注) 債権譲渡に係る全ての債権が債務者不特定の債権である場合には、債務者ファイルを作成することはできません

タグ及び入力データ	必須	種類	入力の仕方
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>	-		
<債務者情報>	-		
<債権情報>	-		
<債権通番>000001</債権通番>	△	半角	複数の債権を譲渡する場合において、それらの債権の中に債務者不特定の債権が存在する場合には、当該債権については、<債権情報>から</債権情報>までの事項を入力することはできません。
<債務者の数>1</債務者の数>	△	半角	記録する債務者に係る債権について、債権個別事項ファイルに記録した債権通番と同一の債権通番を入力してください。債務者不特定の債権に係る債権通番は入力することはできません。
<債務者>	-		債権の債務者が特定している場合には、債権通番ごとに記録されている債務者の数を半角数字で入力してください。
<識別コード>0203</識別コード>	△	半角	「表1 識別コード表」のうち該当するコード番号を半角で入力してください。
<商号等>山田太郎</商号等>	△	全角	債務者の商号・名称(個人の場合は氏名)を登記事項証明書(個人の場合は住民票の写し)のとおりに入力してください。
<フリガナ>ヤマダタロウ</フリガナ>	△	全角	氏名、商号又は名称にローマ字を使用している場合に限り、先頭及び最後尾を除き、「全角スペース」を入力することができます。それ以外の場合、「山田 太郎」のような「全角スペース」を用いた入力を行うことはできません。
<取扱店></取扱店>	△	全角	債務者の氏名、商号又は名称のフリガナをカタカナで入力してください。(フリガナには中点などの記号やスペースは入力することができません。)
<所在>東京都中野区野方二丁目2番2号</所在>	△	全角	取扱店がある場合に入力することができます。債務者の本店等の所在地を登記事項証明書(個人の場合は住民票の写し。ただし、県郡名も含む)のとおりに全角で入力してください。
<会社法人等番号></会社法人等番号>	△	半角	登記されている法人の場合(「識別コード」が「0101」、「0102」又は「0153」である場合には)、入力することができます。債務者が法人の場合、登記事項証明書の右上に表示されている12桁の数字を入力してください。「-」(ハイフン)は入力しないでください。
<予備></予備>	x		何も入力しません。
</債務者>	-		
</債権情報>	-		
<債権情報>	-		
<債権通番>000002</債権通番>	△	半角	複数の債権を譲渡する場合には、各債権ごとに<債権情報>から</債権情報>までの項目を繰り返して入力します。 なお、債務者不特定の債権については、<債権情報>から</債権情報>までの事項を入力することはできません。
<債務者の数>2</債務者の数>	△	半角	
<債務者>	-		
<識別コード>0203</識別コード>	△	半角	
<商号等>鈴木一郎</商号等>	△	全角	
<フリガナ>スズキイチロウ</フリガナ>	△	全角	
<取扱店></取扱店>	△	全角	
<所在>東京都中野区野方三丁目3番3号</所在>	△	全角	
<会社法人等番号></会社法人等番号>	△	半角	
<予備></予備>	x		
</債務者>	-		
<債権情報>	-		
<債権情報>	-		
<債権通番>000003</債権通番>	△	半角	
<債務者の数>3</債務者の数>	△	半角	
<債務者>	-		
<識別コード>0101</識別コード>	△	半角	
<商号等>鈴木商事株式会社</商号等>	△	全角	
<フリガナ>スズキショウジカブシキガイシャ</フリガナ>	△	全角	
<取扱店></取扱店>	△	全角	
<所在>東京都中野区野方三丁目3番3号</所在>	△	全角	
<会社法人等番号>010001444444</会社法人等番号>	△	半角	
<予備></予備>	x		
</債務者>	-		
</債権情報>	-		
</債務者情報>	-		

6 原債権者ファイル (GS.xml)

タグ及び入力データ	必須	種類	入力の仕方
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>	-		
<原債権者情報>	-		
<債権情報>	-		
<債権通番>000001</債権通番>	○	半角	記録する原債権者に係る債権について、債権個別事項ファイルに記録した債権通番と同一の債権通番を入力してください。
<原債権者の数>1</原債権者の数>	○	半角	すべての債権の原債権者が同一である場合には、「000000」と入力します。
<原債権者>	-		債権通番ごとに記録されている原債権者の数を半角数字で入力してください。
<識別コード>0101</識別コード>	○	半角	「表1 識別コード表」のうち該当するコード番号を半角で入力してください。
<商号等>甲乙商事株式会社</商号等>	○	全角	原債権者の商号・名称(個人の場合は氏名)を登記事項証明書(個人の場合は住民票の写し)のとおりに入力してください。
<フリガナ>コウオツショウジカブシキガイシャ</フリガナ>	○	全角	氏名、商号又は名称にローマ字を使用している場合に限り、先頭及び最後尾を除き、「全角スペース」を入力することができます。それ以外の場合、「株式会社 エー・ピー・シー ファイナンス」のような「全角スペース」を用いた入力を行うことはできません。
<取扱店>横浜支店</取扱店>	○	全角	原債権者の商号又は名称等のフリガナをカタカナで入力してください。(フリガナには中点などの記号やスペースは入力することができません。)
<所在>東京都中央区銀座一丁目1番1号</所在>	○	全角	取扱店がある場合に入力することができます。
<会社法人等番号>010001000000</会社法人等番号>	○	半角	原債権者の本店等の所在地を登記事項証明書等のとおりに全角で入力してください。登記されている法人の場合(「識別コード」が「0101」、「0102」又は「0153」である場合には)、入力することができます。
<予備></予備>	x		債務者が法人の場合、登記事項証明書の右上に表示されている12桁の数字を入力してください。「-」(ハイフン)は入力しないでください。
</原債権者>	-		何も入力しません。
</債権情報>	-		
<債権情報>	-		
<債権通番>000002</債権通番>	○	半角	複数の債権を譲渡する場合には、各債権ごとに<債権情報>から</債権情報>までの項目を繰り返して入力します。 複数の原債権者がいる場合には、各原債権者について<原債権者>から</原債権者>までの項目を繰り返して入力します。
<原債権者の数>2</原債権者の数>	○	半角	
<原債権者>	-		
<識別コード>0203</識別コード>	○	半角	
<商号等>田中次郎</商号等>	○	全角	
<フリガナ>タナカジロウ</フリガナ>	○	全角	
<取扱店></取扱店>	○	全角	
<所在>横浜市中区山手一丁目1番1号</所在>	○	全角	
<会社法人等番号></会社法人等番号>	○	半角	
<予備></予備>	x		
</原債権者>	-		
<債権情報>	-		
<債権情報>	-		
<債権通番>000003</債権通番>	○	半角	
<原債権者の数>3</原債権者の数>	○	半角	
<原債権者>	-		
<識別コード>0101</識別コード>	○	半角	
<商号等>田中企画株式会社</商号等>	○	全角	
<フリガナ>タナカキカクカブシキガイシャ</フリガナ>	○	全角	
<取扱店></取扱店>	○	全角	
<所在>横浜市中区山手二丁目2番2号</所在>	○	全角	
<会社法人等番号>020001555555</会社法人等番号>	○	半角	
<予備></予備>	x		
</原債権者>	-		
</債権情報>	-		
</原債権者情報>	-		

7 代理人ファイル (DAIRI.xml) (注) 代理人によって登記の申請をしない場合には、代理人ファイルを作成することはできません。

タグ及び入力データ	必須	種類	入力の仕方
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>	—		
<代理人情報>	—		
<代理人>	—		
<代理人種別>01</代理人種別>	○	半角	「表6 代理人種別コード一覧」のうち該当するコード番号を半角で入力してください 代理人の氏名を全角で入力してください(20字まで入力可)。「全角スペース」は入 代理人の所在(住所)を全角で入力してください(90字まで入力可)。「全角スベ ース」は入力不可。
<氏名>高橋三郎</氏名>	○	全角	
<所在>東京都中野区野方一丁目1番2号</所在>	○	全角	
<予備></予備>	x		
</代理人>	—		
<代理人>	—		
<代理人種別>02</代理人種別>	○	半角	譲渡人及び譲受人の代理人がそれぞれ異なる ときは、各代理人ごとに<代理人>から</代理人>までの項目を繰り 返して入力します。
<氏名>近藤史郎</氏名>	○	全角	
<所在>東京都中野区野方二丁目2番3号</所在>	○	全角	
<予備></予備>	x		
</代理人>	—		
</代理人情報>	—		

各種コード

表1 識別コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
識別コード	4	0101	登記されている日本に本店のある法人
		0102	登記されている日本に本店のない法人
		0153	登記されている登録免許税が免除される法人
		0201	登記されていない日本に本店のある法人
		0202	登記されていない日本に本店のない法人
		0203	個人
		0251	国
		0252	地方公共団体
		0253	登記されていない登録免許税が免除される法人

表2 登記種別コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
登記種別コード	2	01	債権譲渡登記
		02	質権設定登記

表3 元号コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
元号コード	2	01	昭和
		02	平成
		03	令和

表4 登記原因コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容	
登記原因コード	2	01	売買	
		02	贈与	
		03	譲渡担保	
		04	営業譲渡 (09を除く。)	
		05	事業譲渡 (09を除く。)	
		06	代物弁済	
		07	交換	
		08	信託	
		09	現物出資	
		10	質権設定	質権設定登記用登記原因コード
		99	その他	

表5 債権の種類コード一覧
次ページに記載

表6 代理人種別コード一覧

コード名称	桁数	コード	内容
代理人種別コード	2	01	譲渡人の代理人
		02	譲受人の代理人
		03	譲渡人及び譲受人の代理人

表5 債権の種類コード一覧

コード名称	桁数	区分	コード	内容	
債権の種類コード	4	債務者特定債権	既発生債権（注1）	0101	住宅ローン債権
				0102	消費者ローン債権
				0199	その他の貸付債権
				0201	売掛債権(0301を除く。)
				0301	割賦販売代金債権
				0401	運送料債権
				0501	リース債権
				0601	クレジット債権
				0701	不動産賃料債権(0501を除く。)
				0799	その他の賃料債権
				0801	診療報酬債権
				0899	その他の報酬債権
				0901	入居保証金債権
				1001	工事請負代金債権
				9999	その他の債権
			混在型債権（注2）	A101	住宅ローン債権
				A102	消費者ローン債権
				A199	その他の貸付債権
				A201	売掛債権(A301を除く。)
				A301	割賦販売代金債権
				A401	運送料債権
				A501	リース債権
				A601	クレジット債権
				A701	不動産賃料債権(A501を除く。)
				A799	その他の賃料債権
				A801	診療報酬債権
				A899	その他の報酬債権
				A901	入居保証金債権
				A001	工事請負代金債権
				A999	その他の債権
			将来債権（注3）	B101	住宅ローン債権
				B102	消費者ローン債権
				B199	その他の貸付債権
		B201		売掛債権(B301を除く。)	
		B301		割賦販売代金債権	
		B401		運送料債権	
		B501		リース債権	
		B601		クレジット債権	
		B701		不動産賃料債権(B501を除く。)	
		B799		その他の賃料債権	
		B801		診療報酬債権	
		B899		その他の報酬債権	
		B901		入居保証金債権	
		B001		工事請負代金債権	
		B999		その他の債権	
		債務者不特定の将来債権（注4）	C101	住宅ローン債権	
			C102	消費者ローン債権	
			C199	その他の貸付債権	
C201	売掛債権(C301を除く。)				
C301	割賦販売代金債権				
C401	運送料債権				
C501	リース債権				
C601	クレジット債権				
C701	不動産賃料債権(C501を除く。)				
C799	その他の賃料債権				
C801	診療報酬債権				
C899	その他の報酬債権				
C901	入居保証金債権				
C001	工事請負代金債権				
C999	その他の債権				

(注1) 債務者特定の既発生債権とは、特定の債務者に対する金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時以前に既に具体的に発生しているものをいう。

(注2) 債務者特定の混在型債権とは、特定の債務者に対する金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時において既に具体的に発生している部分と将来具体的に発生する部分とが存するものをいう。

(注3) 債務者特定の将来債権とは、特定の債務者に対する金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時以後に具体的に発生するものをいう。

(注4) 債務者不特定の将来債権とは、債務者以外の要素によって特定される金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時以後に具体的に発生するものをいう。